

前 金	部分払い
有	-

令和4年度  
水施第7号

安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事  
設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局  
水道施設課

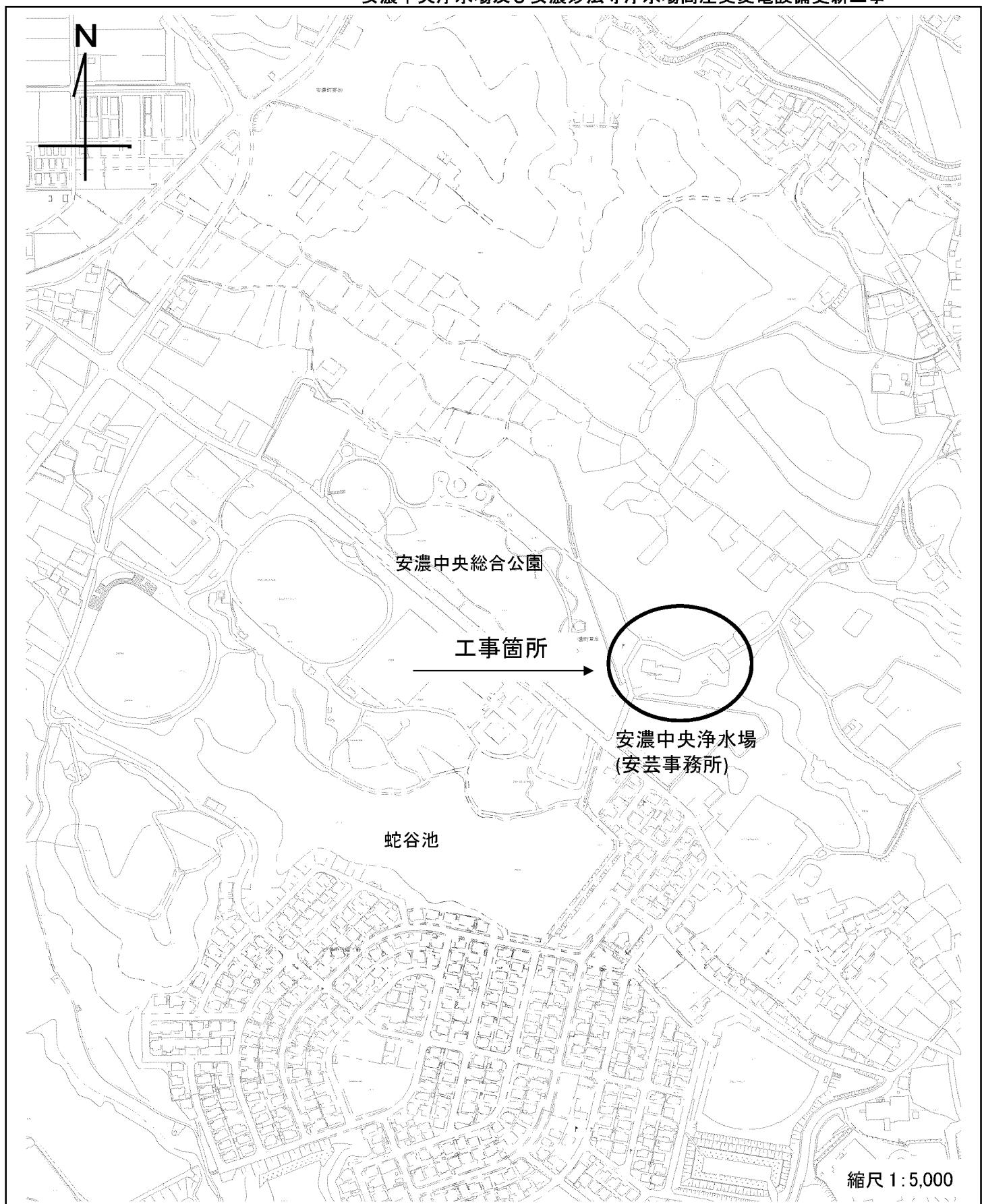
令和4年度	水施第7号	工事設計書	上下水道事業管理者
施工場所	津市 安濃町栗加及び安濃町妙法寺 地内		局長
工事名	安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事		次長
設計額	¥ (うち消費税等相当額¥)		課長
工期	令和5年1月31日限り		検算者
支出科目	款 資本的支出		担当主幹
	項 建設改良費		担当副主幹
	目 原水及び浄水施設費		担当
工事の大要			

1. 安濃中央浄水場高圧受変電設備更新 一式  
 2. 安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新 一式

# 位 置 図

令和4年度水施第7号

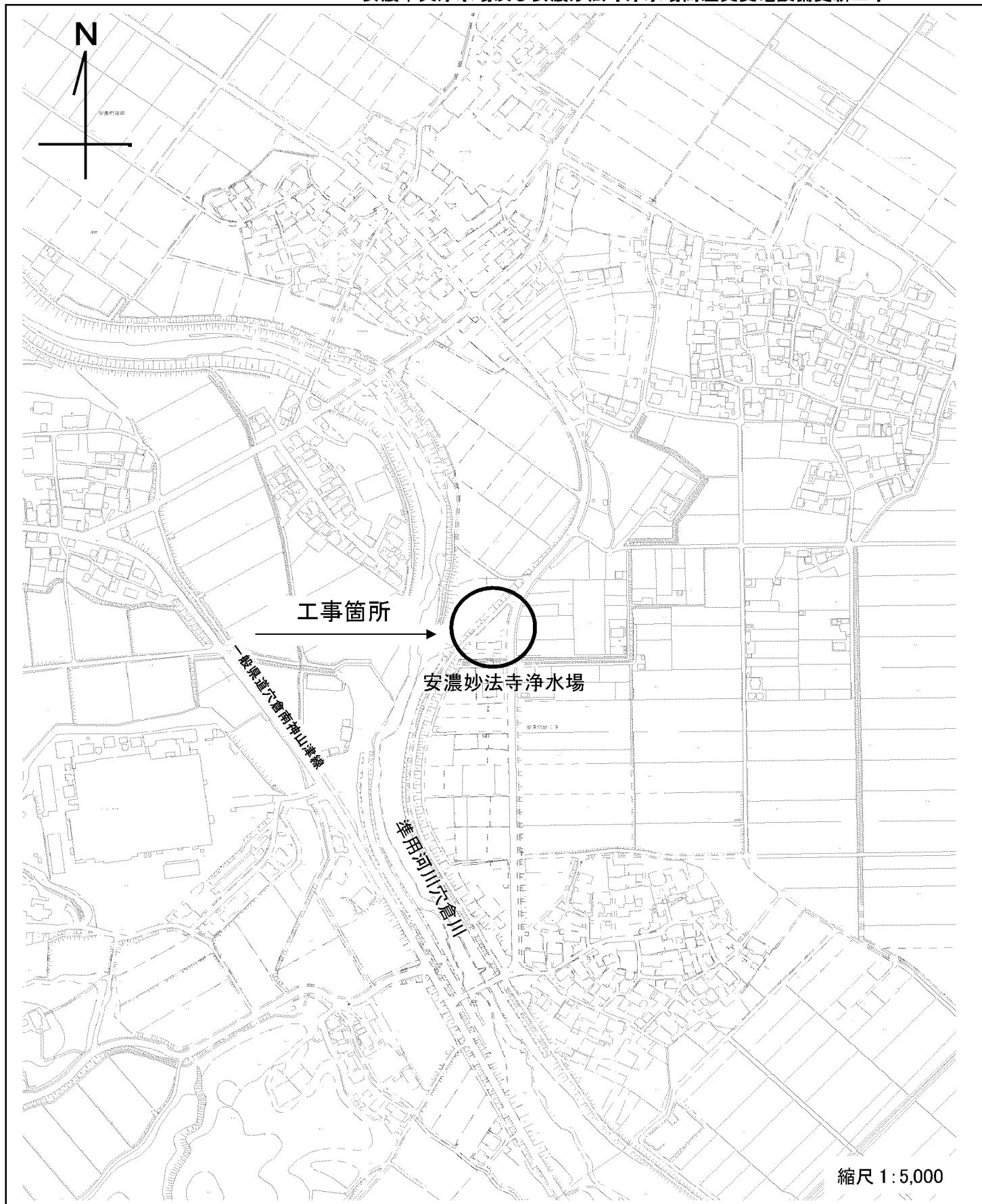
安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事



# 位 置 図

令和4年度水施第7号

安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事



内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
本工事費				1	式	—	—	
	機器費			1	式	—	—	
		機器費		1	式	—		明細表第1号のとおり
	工事原価			1	式	—	—	
		直接工事費		1	式	—	—	
			材料費	1	式	—		明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	—		明細表第3号のとおり
			直接経費	1	式	—		明細表第4号のとおり
			直接工事費計					
			間接工事費	1	式	—	—	
			共通仮設費	1	式	—		明細表第5号のとおり
			現場管理費	1	式	—		
			据付間接費 (技術者)	1	式	—		
			据付間接費 (機器)	1	式	—		
			間接工事費計					
			据付工事原価					
	工事原価計							
	一般管理費等			1	式	—		

内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
工事価格計								
消費税等相当額				1	式	—		
本工事費計								

## 明細表

第 1 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
機 器 費				1	式			
	【安濃中央浄水場】 三相モールド変圧器 (6600/460V,300kVA)			1	台	—		
	〃 変圧器ダイヤル温度計			1	台	—	—	上記変圧器に含む
	〃 計器用変圧器 VT (6.6kV/110V, 100A)			2	台			
	〃 避雷器(構内第1柱) (8.4kV,一般型,酸化亜鉛形)			3	台			
	〃 高圧気中開閉器 SOG制御装置 (7.2kV,200A,GR付き方向)			1	台	—		
	〃 断路器 (V型3極,7.2kV,200A)			1	台	—		
	〃 電源切換開閉器 (600VAC/125VDC,600A)			1	台	—		
	【安濃妙法寺浄水場】 三相モールド変圧器 (6600/220V,100kVA)			1	台	—		
	〃 変圧器ダイヤル温度計			1	台	—	—	上記変圧器に含む
	〃 避雷器(構内第1柱) (8.4kV,一般型,酸化亜鉛形)			3	台			
	〃 高圧気中開閉器 SOG制御装置 (7.2kV,200A,GR付き方向)			1	台	—		
	〃 断路器 (V型3極,7.2kV,400A)			1	台	—		
計 (機器費)								

## 明細表

第 2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 價	金 額	摘要
材料費				1	式			
	電線類 6kV PDC (高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線)	14sq		6.6	m			
	電線類付属材料			1	式	——		
	高圧接続材 (カバー含む)	PJコネクタ	60sq	6	個			
	補助材料費			1	式	——		
計 (材料費)								

## 明細表

第 3 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
労務費				1	式			
	(一般労務費)			1	式			
	電工(据付工)				人			
	電工(試験工)				人			
	小計 (一般労務費)							
	(技術労務費)			1	式			
	電気通信技術者(据付工)				人			
	電気通信技術者(試験工)				人			
	小計 (技術労務費)							
計 (労務費)								

明細表

第 4 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
直接経費				1	式			
	機械経費			1	式	—		
	高所作業車				日			
	トラック架装リフト(パケット・ブーム型)				日			
	トラック付クレーン				日			
計 (直接経費)								

## 明細表

第 5 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
共通仮設費				1	式			
	率 分			1	式	—		
	撤去品処分費			1	式	—		
	高圧機器耐圧等試験費			2	箇所			
	電力会社申請手続等 (電力会社引込切離し、再接続)			2	箇所			
計 (共通仮設費)								

令和4年度水施第7号

安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場  
高圧受変電設備更新工事

仕 様 書

津市上下水道事業局  
水道施設課

## 第 1 章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局が発注する次の工事に適用する。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| (1) 工事名  | 安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新工事 |
| (2) 施工場所 | 津市安濃町栗加及び安濃町妙法寺地内            |

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県国土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 建設業法
- (2) 水道法
- (3) 消防法
- (4) 計量法
- (5) 労働基準法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 建築基準法
- (8) 建設リサイクル法
- (9) 三重県公共工事共通仕様書
- (10) 廃棄物処理及び清掃に関する法律
- (11) 電気事業法
- (12) 電気用品安全法
- (13) 日本電気協会内線規程（JEAC）
- (14) 電気規格調査会規格（JEC）
- (15) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (16) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (17) 日本電池工業会規格（SBA）
- (18) 日本照明工業会規格（JLMA）
- (19) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (20) 日本溶接協会規格（WES）
- (21) 日本産業規格（JIS）
- (22) 日本水道協会発行水道工事標準仕様書（JWWA）
- (23) 上記に記載なきものは、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）
- (24) その他関係法令、条例及び規格等

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議のうえ決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、発注者の監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

- (1) 騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

(2) 地下水のかん養（雨水浸透等）

(3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

(4) 廃棄物の適切な処分

(5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

## 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

## 6 軽微な変更

軽微な変更については、発注者の監督員の指示によるものとする。本仕様書及び図面に記載していない場合であっても、設備の機能、保安及び法規上必要なものはすべて受注者の負担で完備するものとする。

## 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

## 8 既設當造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

## 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

### (1) 着手時に提出するもの（契約日から7日以内）

ア	工事着手届	1部
イ	現場代理人及び主任（監理）技術者選任届	1部
ウ	工程表	1部
エ	工事カルテ登録内容確認書（500万円以上）	1部
オ	環境管理に係る配慮事項確認書（750万円以上）	1部
カ	「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」に基づく 計画書、実施書類（必要な場合）	1部
キ	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（必要な場合）	1部
ク	建設業退職金共済掛金収納書	1部

### (2) 工期内に適時提出するもの

ア	打合せ議事録（工事打合簿）	※下記事項に付随して2部提出又必要部数
イ	施工計画書（30日以内）	2部
ウ	施工体制台帳の写し（必要な場合）	2部
エ	部分下請負通知書（必要な場合）	2部
オ	承諾図書	2部
カ	段階確認書（隨時）	2部

キ 機器（材料）確認調書	2部
ク 使用材料調書	2部
ケ 工事履行状況報告書（翌月4日以内）（必要な場合）	2部
コ 諸官庁届出書（必要な場合）	必要部数
サ 工事検査要求書（必要な場合）	2部
シ 社内検査要領書（検査前）	2部
ス 社内検査成績表（検査後）	2部
セ 施工要領書（図面含む）	2部
ソ 試運転要領書（試運転前）	2部
タ 試運転成績表（試運転後）	2部
チ 安全教育、研修・訓練報告書等（提出を求めた場合）	2部
ツ その他必要な書類	必要部数

(3) 完成時に提出するもの

ア 完成報告書	2部
イ 工事完成写真（主要な部分を抜粋したもの）	2部
ウ 完成図書 製本（金文字・黒表紙）	2部
エ 工事写真帳（全体）	1部
オ 施工監理記録	1部
カ 電子データ（完成図書データ・写真のCDを完成図書に挟み込み）	1部
キ その他必要な書類	必要部数

10 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略ができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真的分類

ア 施工前、施工中及び完成（同一アングルにて撮影のこと）の3種類を撮影し、A4縦用紙に、上（施工前）・中（施工中）・下（完成）の順に配する。

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）  
 ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）  
 エ 安全管理写真  
 オ 材料検査写真  
 カ 品質管理写真  
 キ 出来形管理写真

(2) 写真的色彩、大きさ  
 カラー・サービスサイズ

(3) 写真的撮影基準

ア 写真的撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体

と共に写し込むこと。また、デジタルカメラ使用の場合は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」に基づいて行うものとする。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

ウ 写真には、下記の項目を記載した小黒板（電子黒板）を被写体と共に写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 発注者名（津市上下水道事業管理者）
- ③ 施工部名
- ④ 施工内容（工種、機材名、寸法、使用機械の能力等）
- ⑤ 受注者名

12 施工管理

- (1)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策及び安全教育を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (2)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (3)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (4)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 作業主任者の選任

- (1)受注者は、労働災害を防止するため、作業主任者を選任すべき作業において作業主任者を選任し、必要な指揮・点検・監視等を行うこと。  
(例) 足場の組立て等作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、ガス溶接作業主任者、有機溶剤作業主任者、あと施工アンカー、クレーン、玉掛け作業等
- (2)上記に係る免許証又は講習修了書等の写しを発注者に提出すること。

14 衛生管理

- (1)施工箇所の衛生管理には十分に注意すること。また、池内及びその上部での油脂や薬剤等飲料水に不適なものは使用しないこと。周囲で使用する場合にあっても、発注者と協議のうえ決定すること。
- (2)作業従事者は、必要により水道法第21条による健康診断（検便）を受け、その診断結果を発注者に提出し、承諾を得て従事すること。（有効期間は概ね6か月以内）

15 竣工

- (1)施設等の受け渡し（引き渡し）  
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2)技術指導  
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3)保証  
ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。  
イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。  
ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。  
エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

16 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会（照査）し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

17 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)別紙、特記仕様書（共通）参照

## 第2章 特記仕様

### 第1節 工事の概要

本工事は、津市の上水道施設である安濃中央浄水場及び安濃妙法寺浄水場について、次の電気設備の工事を行うものである。

#### 1. 安濃中央浄水場高圧受変電設備更新 一式

- (1) 高圧受変電盤内機器更新
- (2) 第1柱上機器更新

#### 2. 安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新 一式

- (1) 高圧受変電盤内機器更新
- (2) 第1柱上機器更新

#### 3. 機器の耐圧試験・試運転調整 一式

### 第2節 工事の内容

#### 1. 安濃中央浄水場高圧受変電設備更新

##### (1) 高圧受変電盤内機器更新

変圧器盤内の変圧器及びダイヤル温度計、受電盤内の断路器及び計器用変圧器、母線切換盤内の電源切換開閉器の更新を行い撤去機器について処分を行う。設計にあたっては、十分に調査のうえ、現在の機器の機能・役割を満足するものとすること。

##### 【仕様・数量】

・三相モールド変圧器	1台
一次電圧 : 6,600V	
二次電圧 : 440V	
定格容量 : 300kVA	
・上記変圧器ダイヤル温度計	1台
・断路器(V型)	1台
極数 : 3極	
定格電圧 : 7.2kV	
定格電流 : 200A	
※既設型式 V3-2(富士電機)	
・計器用変圧器	2台
定格電圧 : 6,600V	
定格二次電圧 : 110V	

定格負担 : 100VA

※既設型式 NPE12-6FA/100(富士電機)

・電源切替開閉器 1台

定格電圧 : 600VAC/125VDC

定格電流 : 600A

極数 : 3極

端子接続方法 : 裏面接続

操作コイル電源 : AC200/220V

※既設型式 66M4-3BD(愛知電機製作所)

・その他必要なもの 一式

## (2) 第1柱上機器更新

第1柱の高圧気中開閉器及び避雷器の更新を行い撤去機器について処分を行う。設計にあたっては、十分に調査のうえ、現在の機器の機能・役割を満足するものとすること。

### 【仕様・数量】

・高圧気中開閉器 1台

定格電圧 : 7.2kV

定格電流 : 200A

その他の : G R方向付き

・PJコネクタ 60-II型 (高圧カバー38・60付) 3個

・避雷器 3台

定格電圧 : 8.4kV

公称放電電流 : 2.5kA

・その他必要なもの 一式

## 2. 安濃妙法寺浄水場高圧受変電設備更新

### (1) 高圧受変電盤内機器更新

変圧器盤内の変圧器及びダイヤル温度計、受電盤内の断路器及び計器用変圧器、母線切換盤内の電源切換開閉器の更新を行い撤去機器について処分を行う。設計にあたっては、十分に調査のうえ、現在の機器の機能・役割を満足するものとすること。

### 【仕様・数量】

・三相モールド変圧器 1台

一次電圧 : 6,600V

二次電圧 : 220V

定格容量	100kVA
・上記変圧器ダイヤル温度計	1台
・断路器(V型)	1台
極数	3極
定格電圧	7.2kV
定格電流	400A
※既設型式	V3-4(富士電機)
・その他必要なもの	一式

## (2) 第1柱上機器更新

第1柱の高圧気中開閉器及び避雷器の更新を行い撤去機器について処分を行う。設計にあたっては、十分に調査のうえ、現在の機器の機能・役割を満足するものとすること。

### 【仕様・数量】

・高圧気中開閉器	1台
定格電圧	7.2kV
定格電流	200A
その他の	G R方向付き
・PJコネクタ 60-II型 (高圧カバー38・60付)	3個
・避雷器	3台
定格電圧	8.4kV
公称放電電流	2.5kA
・その他必要なもの	一式

## 3. 機器の耐圧試験・試運転調整

本工事で据付した機器の耐圧試験、既設設備の単体調整及び組み合わせ試験を行い、運転状況の確認を行うと共に、結果を書面にて提出するものとする。また、試運転及び試運転調整には、市の監督員の立会いを求めるものとする。

## 第3節 工事の留意事項

- (1) 本工事は、本施設の通常の施設運用を継続しながらの施工となるため、市の監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設の運転に支障が無きよう留意するものとし、必要に応じて仮設処置を講じるものとする。
- (2) 施工計画に基づき、作業の安全と確実性を図ること。
- (3) 原則として、土、日曜日、祝日等は休工とする。

- (4) 現場施工期間中においては周辺環境に配慮し、工事場所に、工事名、工期、発注者、請負者、連絡先等を記載した掲示を行うこと。
- (5) 残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする。

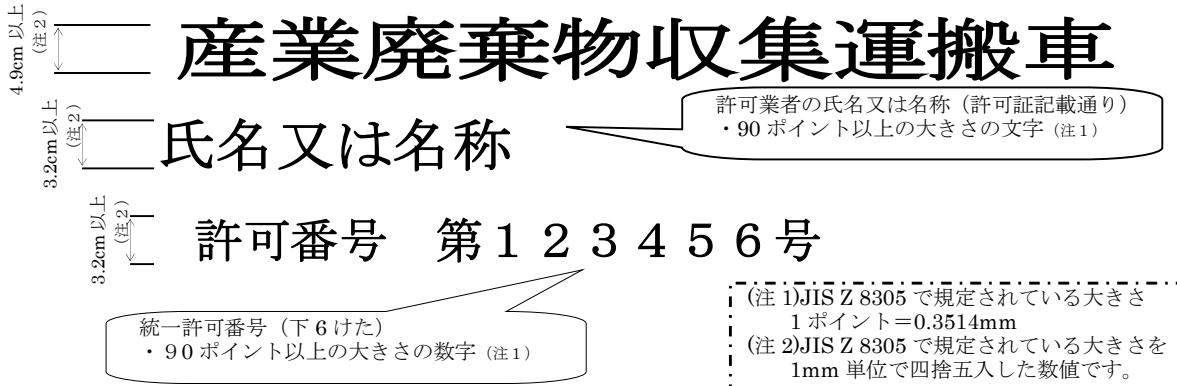
### 第3章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

#### [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

#### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例

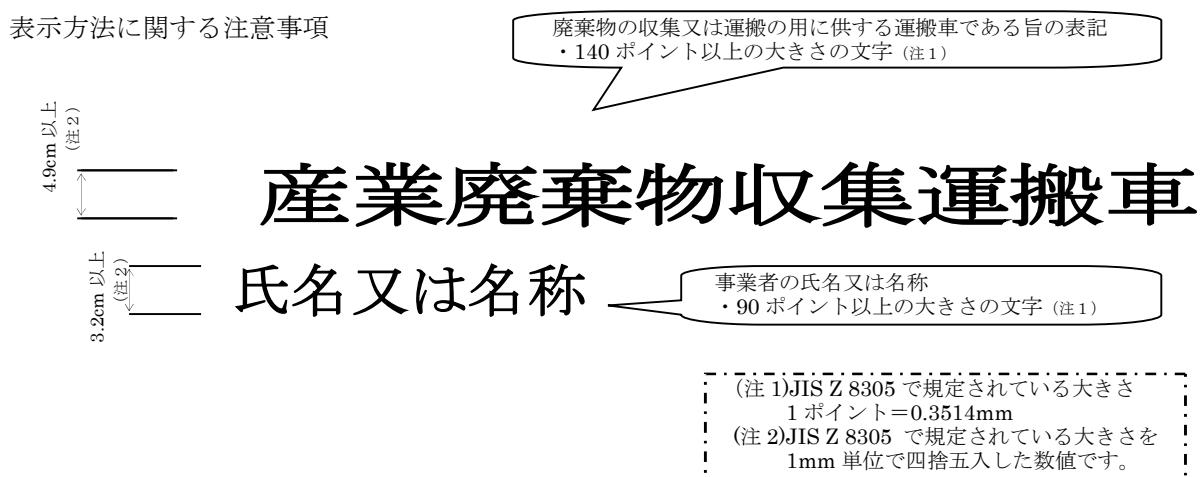
※車両の両側



(注1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ  
1 ポイント=0.3514mm  
(注2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを  
1mm 単位で四捨五入した数値です。

#### 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

※車両の両側



(注1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ  
1 ポイント=0.3514mm  
(注2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを  
1mm 単位で四捨五入した数値です。

#### 表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鉛で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
共通	共通	<p><input type="checkbox"/> 津市工事請負契約款、図面及び別紙特記仕様書（施工条件明示一覧表）並びに特記事項は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和2年8月）に優先する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本工事は津市契約規則、津市建設工事執行規則、津市建設工事執行に係る要綱及び監督員の指示により執行する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストにより、仕様書、契約書等に基づき、施工・手続き等が適切に行われているかを監督員と共有し確認すること。</p>
	施工計画	<p><input type="checkbox"/> 品質及び出来形の基準値・規格値について、三重県公共工事共通仕様書で定めのない工種は、監督員との協議による。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業主任者等の選任を必要とする作業においては、必要な資格者一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中の安全確保については、労働安全に結びつく労働者が保有する資格者（クレーン運転士、玉掛け作業者など）の一覧を施工計画書に記載するとともに、その資格者証の写しを添付し提出するものとする。</p>
	施工体制合帳	<p><input type="checkbox"/> 受注者は工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず原則として電子データで施工体制合帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを書面で監督員に提出すること。</p>
	工事測量	<p><input type="checkbox"/> 施工前に、基準点、KBM、縦横断面及び工事区間内における境界の確認測量を行い、その結果、設計図書と差異が生じている場合には監督員に書面にて報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事測量については、三重県公共工事共通仕様書「1-1-38工事測量」に基づき行うものとし、工事区間内の境界等については、受注者の責任において原形復旧できる資料を作成、保存し、管理を行うこと。また、調査資料の写しを監督員へ1部提出すること。</p>
	施工	<p><input type="checkbox"/> 契約書、設計書及び仕様書に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取扱いのはり・補修・復旧は、受注者の負担で処理するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事中（養生中を含む）の隣接家屋の乗り入れについては、所有者と十分に協議の上、必要に応じ、鉄板等にて対応するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 排水構造物の施工については、常時漏水可能な状態を確保し、異常時には臨機の措置を講じるものとする。</p>
工程	関係機関協議	<p><input type="checkbox"/> 本工事の工期は、休日、雨天のほか、社会的制約条件による要因を考慮してのものである。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工前、ゴミ置場等施工上移設が生じる場合は、監督員と協議を行い、所有者、関係自治会等調整し移設場所を確定し、回覧等により周知徹底を行うものとする。他の物件で移設が生じる場合も、同様の扱いとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 試掘調査を行う場合は、事前に各管理者と調整を行い、地下埋設物の確認には各管理者と監督員の立会のもと、実施するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工箇所付近に占用物件が予想される場合には、工事施工に先立つて受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-27工事中の安全確保」に基づき、地下埋設（上空占有を含む）の詳細情報を関係機関から調査収集し、監督員に調査資料の写しを提出するとともに、各管理と現地立会を行なうなど、施工に際し十分に基づき協議確認を行うものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物及び上空占用物を誤つて切斷した場合は、受注者の責任において三重県公共工事共通仕様書「1-1-27工事中の安全確保」に基づき対応するものとし、緊急時の対策として、必ず監督員まで詳細を報告し、速やかに関係機関へ連絡を取るとともに周辺住民に対しても適切な処置を行なうものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ ）</p>
	官公庁への手続き等	<p><input type="checkbox"/> 交通事故に伴う道路使用許可の手続き、消防への工事届け等を速やかに行なうものとする。なお、道路使用許可申請にかかる手数料は、受注者の負担とする。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などなるので明示する。  
変更が生じた場合は、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和4年3月

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
用地・補償関係	事業損失	<p><input type="checkbox"/> 設計書に明示した箇所の事前調査は、調査前に対象住民への周知を行い、調査後に工事着手するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者には、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、調査に従事するもの（補助者を除く）として、建築士法（昭和25年法律第202号）、第2条に規定する建築士に定める資格を有するものをあてるものとのとする。ただし、監督員がこれと同等の知識及び能力を有するものと認めたものについては、これをもって足りる。身分証明書の交付については身分証明書交付後家屋調査にかかるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責における金銭的補償等は、受注者の責任において適切に処理するものとする。三重県公工事共通仕様書1-1-1-30 事故報告書「発注者への報告」に基づき、補償対象者より領収書、承諾書等を徵収し、監督員に報告するものとする。</p>
	民地の保全	<p><input type="checkbox"/> 受注者は施工前に現地を確認し、官民若しくは市民の境界を示すもの（杭、鉢、プレート等）が発見された場合は、施工前に監督員に報告するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事により境界杭等が破損、亡失した場合は、受注者の責任において工事を完了後復元を行うものとする。その際には、関係者と立会、承認を得るものとする。</p>
	工事中の安全確保	<p><input type="checkbox"/> 受注者は、施工箇所が通学路であった場合は、監督員と協議を行った上で、対象の学校と十分協議をし、工程の調整を図るものとし、通学者の安全を確保するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺の交通状況を考慮して、資機材の搬出入等は適切な時間帯に行い、沿線住民等への周知を図るものとする。これにより難い場合は、関係自治会等と協議を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工時は地山掘削・床掘削等の際に既設構造物に損傷が出ないように、適切な措置を行うものとする。また、万が一損傷を与えた場合には、受注者の責において対処するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> また、施工時に影響が及ぶ可能性があると考えられる場合には、事前調査を行い、写真を撮っておくなど適切な処置を講じるものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> )について、施工日の即日開放を原則とする。</p> <p><input type="checkbox"/> )について、事前に（警察署）と立会を行い、確認後、施工を行うものとする。</p>
	安全対策	<p><input type="checkbox"/> 図示してある掘削及び床掘についてには、計算用に用いた線であり、施工段階では各安全法令を遵守し施工状況、地下水等を考慮し現場にあわせた勾配等、対策を講じて施工するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> )について、施工（ □ 工種（ □ 工種（ □ 現場において設置する保安施設や仮設工は、設置完了時や使用中の点検及び管理についてチェックリスト等を活用して実施・整理し、監督員が求めた際には提示すること。</p> <p><input type="checkbox"/> □ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮説装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。</p>
	交通安全管理	<p><input type="checkbox"/> 交通事故に伴つて、工事車両の出入口及び交差道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という）を配置し、公衆の交通の安全を確保するものとし、設計図書に基づき事前に監督員と協議を行うものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）または、有資格者の配置ができない場合は監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 受注者は、交通誘導警備員を配置する際は、その警備会社と雇用期間中等労働条件並びに傷害保険等に関する契約書を締結し、その契約書（写し）を監督員へ提出すること。また、交通誘導警備員の配置者一覧表（資格・実務経験年数を明示したもの）及び配配置者名の明記された伝票を監督員へ提出するものとする（但し、監督員が提出を求めた場合は提出するものとする）。</p>

(注)上記条件及び内容のし印当該欄は、工事において制約を受ける事などにて明示する。  
変更が生じた場合は、印当該欄は、工事において制約を受ける事などにて明示する。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和4年3月

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
環境対策	環境対策	<p><input checked="" type="checkbox"/> 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂または壩過施設を通して放流するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は産業廃棄物の処理を委託する際、運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約し、その契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提示もしくは提出すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物處理及清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）は産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供し、また受注者は、処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員が提示を求めた場合は提示するものとする。</p>
資料作成	提出書類	<p><input checked="" type="checkbox"/> 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起點及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数：A4）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工事完成報告書の提出部数は2部とする。様式については津市ホームページに掲載のものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、使用前に監督員に提出し、確認を受けるものとする。 なお、提出の際は使用材料一覧表を使用する材料を記載し、インデックス等で整理して材料の品質証明書を添付するものとする。 ※その他材料に関する資料についても原則、全て提出するものとするが、主たる材料以外で使用量が少量の場合は資料の提出について監督員と協議できるものとする。</p>
	部分下請負通知書	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、工事の一部分において下請負させる場合は、全て部分下請負通知書を当該下請負業者の施工開始日までに監督員に提出するものとする。部分下請負通知書には下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（車下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。 お、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。</p>
支払いに関する事項	前金支払いに関する事項	<p><input checked="" type="checkbox"/> 請負代金の額が130万円以内で、かつ当該支出手算の範囲内で前払いするものとする。</p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事などにて明示する。  
変更が生じた場合は、受注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和4年3月

## 特記仕様書（共通編）

大区分	中区分	小区分（条件及び内容）
その他	名札	<p><input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、三重県公共工事共通仕様書「[1-1]-10 施工体制台帳」に基づき、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</p> <p>&lt;名札の例&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <b>主任・監理技術者</b>            氏名 ○○○○            工事名 ○○○○工事            工期 自○○年○○月○○日            会社 ○○建設株式会社 <input type="checkbox"/> 印   <b>写真</b>            2cm×3cm  <b>程度</b> </div> <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。    注2) 所属会社の社印とする。</p>
		<p>部分使用 <input type="checkbox"/> 部分使用箇所（  <input type="checkbox"/> 部分使用時期（  <input type="checkbox"/> 部分使用目的（  </p>
		<p>部分引渡し <input type="checkbox"/> 部分引渡し指定部分（ 別途説明書に記載  <input type="checkbox"/> 部分引渡し時期（  </p>
		<p>巡回 <input checked="" type="checkbox"/> 当工事（修繕）は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等を行う現場パトロールを行うことがある。</p>
		<p>その他 <input type="checkbox"/></p>

(注)上記条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。  
 変更が生じた場合は、及び明示されない制約等が発生したときは、承認者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局  
令和4年3月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名： ) <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 ) <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 )
工期	<input type="checkbox"/> 工期は、繰越手続きが完了後、( 年 月 日 ) に変更します。 <input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 ( ) <input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 反設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 ~No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 ( <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード ( <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 ( L = km ) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( )
安全対策関係	交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 ) <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

津市上下水道事業局  
令和4年3月



## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及 び 内 容
建設発生土・ 産業廃棄物関係	<p>□ 建設発生土受入地の指定あり</p> <p>□ 建設発生土受入地未定</p> <p>□ 産業廃棄物の処理条件あり</p>	<p>□ 受入地の条件 ( □ 別途図面 □ 受入料金あり )</p> <p>□ 運搬距離 (L = km) □ 受入料金なし □ 別途協議</p> <p>□ 受入地未定につき別途協議する。 ( □ 暫定運搬距離 L = km, □ その他 ( ) )</p> <p>□ 産業廃棄物の種類 ( □ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他 ( ) )</p> <p>□ 産業廃棄物の処分地 ( □ 再生処分場 ( ) □ 最終処分場 ( ) □ 別添図書 )</p> <p>□ その他 ( ) □ 別途協議 ( )</p> <p>【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 ( ) に記入のこと。】</p> <p>□ 処分場の受入条件 ( )</p> <p>□ 補装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する装置等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。</p> <p>□ 補装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。</p> <p>□ その他 ( )</p>
工事支障物関係	<p>□ 工事支障物件あり</p> <p>□ その他 ( )</p>	<p>□ 支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他 ( ) )</p> <p>□ 移設時期 ( □ 令和 年 月 曜日 □ 別途協議 )</p> <p>□ 防護 ( )</p> <p>□ その他 ( )</p>
薬液注入関係	<p>□ 薬液注入工法等の指定あり</p> <p>□ 提出書類あり</p> <p>□ 口注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認</p> <p>□ その他 ( )</p>	<p>□ 設計条件 ( )</p> <p>□ 削孔数量 ( )</p> <p>□ 工法関係 ( )</p> <p>□ その他 ( )</p> <p>□ 再生材の種類 ( □ 再生Asコン ( ) □ 新材に変更 ( ) □ その他 ( ) )</p> <p>□ 再生材が使用出来ない場合の措置 ( □ 新材に変更 □ その他 ( ) □ 別途協議 )</p> <p>□ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験)</p> <p>□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について 認定製品の使用について</p> <p>□ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める (認定製品の品名 : □ 盛土材 □ グレーチング □ サンドクッション材 □ 上層路盤材 □ コンクリート二次製品 )</p> <p>□ その他 ( )</p>
再生材使用関係	<p>□ 再生材使用の指定あり</p>	<p>□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 道路用盛土材 □ 再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) □ その他 ( )</p> <p>□ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議</p> <p>□ その他 ( )</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
そ の 他	□工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □現場収生品あり □支給品あり	□保管場所（品名（数量（ ) )）期間（ ) ) □受注者（品名（数量（ ) ) ) □保管場所（ ) ) □保管場所（ ) ) □引渡場所（ ) ) □その他（ ) )
	□盛土材等工事間流用あり	□運搬方法（□受注者で運搬□引送協議□その他（ ) ) ) □引渡場所（□別添図等□別途協議□その他（ ) ) ) □運搬距離(L= km)
	□現場環境改善費適用工事	□現場環境改善の内容(率分)( ) □現場環境改善の内容(積上)( ) □その他（ ) )
	□その他（ ) )	□三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改定:令和3年7月1日)) □三重県公共工事共通仕様書1-1-1-2第22項中「電子メールなどの署名または押印が不要な手段により」とあるのは「電子メールなどににより」と、第26項「書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印のものを有効とする。」とあるのは「書面とは、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票に付して作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものと有効とする。 「土木構造物設計マニュアル(案) 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)(一部改正:令和2年4月)を参考とする。 □□支援技術者
適 用 条 件	□適用条件	1. 本工事は現場における現場技術業務を「例示一(公財)三重県建設技術センター」に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検査を行ふ際は、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工体制台帳、計畫書、報告書、データ、図面等)の審査に関し説明を求められ場合は、説明に応じなければならぬ。ただし、ただしこれらは、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があつたものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 □□電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。 □□デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め特記仕様書にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の懸念板情報電子化に係る特記仕様書(三重県)に準拠すること □□ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書(三重県)に準拠すること □□その他( ) )

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 （共通仕様書） 〔第3編3-1-1-6 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(2)〕	□一般監督 (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。) □重点監督	□重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 □全ての工種に適用する。 □対象工種（ ※これ以外は、一般監督とする。 ）
電子納品	□工事完成図書（工事写真含む） □電子納品対象外、	□工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 □電子媒体の提出部数は、（□2部 □（1）部）とする。 □三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和3年7月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	□地盤情報データベースの登録の必要あり	□検定及び登録機関（一般財團法人国土地盤情報センター（ <a href="https://ngic.or.jp/">https://ngic.or.jp/</a> ）） □検定料金の計上（□A検定 □B検定） (注：受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。)
産業廃棄物税	□産業廃棄物税	□本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完払年度の翌年1月から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して請求することはできない。 □本工事には産業廃棄物税相当分が計上された場合には完払年度の翌年1月から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して請求することはできない。 □産業廃棄物税を超えて請求することはできない。 また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリング 作成・登録	□コリング（CORINS）の作成・登録	□三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリング（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	□建設副産物情報交換システム □建設発生土情報交換システム	□三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 □三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
下請關係 下請企業 次数制限	□下請企業の次数制限	□本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 □上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
特例監理技術者 の使用 設置	□特例監理技術者の設置	□本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行いう場合は追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県の公共事業情報報」を参考照）
配慮依頼事項	□下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 □資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 □建設機械、機器等の借入れ □使用者等の使用人等が必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること □使用者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること	□下請契約又は再委託（一次下請のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。 □下請契約又は再委託（一次下請のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者から調達することに配慮すること。 □資材、原材料等の調達が必要な場合は、市内本店事業者を使用することに配慮すること。 □建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。 □使用者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
津市公契約条例	□津市公契約条例に関する特記	□締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るために必要な事項を定める。 1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するときは、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他の市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事項となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び内容の変更が生じた場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
津市公契約条例		<p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。 (1) 条例第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。</p> <p>□ 津市公契約実例（以下「実例」といふ。）第6条の規定により、下記事項について異議はありません。また、誓約内容に違反があった場合は、別紙誓約事項に違反したこと。</p> <p>1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。</p> <p>2 関係法令に違反し関係機関からは正勧告等があつた場合は、正勧告等があつたこと。</p> <p>3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。</p> <p>4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。</p> <p>6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。</p> <p>7 市長等が行う施策に協力すること。</p> <p>□ 諸用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工作業台帳・再下請負契約等の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。 また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を要求した場合、速やかに対応すること。</p> <p>□ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保险料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費相当額を額を必要経費として適正に確保する必要がある。 元請負人は標準見積書の活用等による不當介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告すること。 また、第二次下請以降に同一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照（津市HP「仕事・産業一入札・契約一工事・建設コンサルタント関係一調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）</p> <p>□ 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者、暴力団等（以下「暴力団等」といふ。）の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。</p> <p>1 受注者の義務</p> <p>(1) 契約の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 本市ど締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不當介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発注者に文書にて報告すること。</p> <p>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</p> <p>(6) 受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約金の延長を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>(1) 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>(1) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
労働環境の確保に係る誓約事項		
社会保険等未加入対策	□ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	
法定福利費の負担	□ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	
暴力団等の不当介入の排除等	□ 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及 び内 容
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。</p> <p>1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘察しつゝ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底することとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、下請事業者等の多くが集まる場面や密室、密閉空間などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の密を緩和するための対策に万全を期すこと。</p> <p>3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行こと。</p> <p>5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導による自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるとときは、溝工事請負契約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。</p>
ワンデーレスボンス	<input checked="" type="checkbox"/> ワンデーレスボンスの実施	<p>1 この工事は、ワンドーレスボンス実施対象工事である。「ワンドーレスボンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答をそなえる。なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によつては、根拠資料を補えた提案を含むものとする。</p> <p>2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理办法について、監督員協議をおこなうこと。</p> <p>3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1－1－3 設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。</p> <p>4 受注者は工事施工中ににおいて、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。</p> <p>5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	件及び内容
建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	建設業退職金共済制度について下記のとおりとする。	<p>1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めることにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。</p> <p>2 設約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛け金収納書提出用台紙」に添付して、調達契約書の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職ボイントを購入する労働者は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行された掛け金収納書（電子申請方式）について、調達契約書を購入しない場合は「建設業退職金共済制度の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入しないこと。</p> <p>3 共済証紙購入額 工事における共済証紙購入の考え方「1～4によるもの」とし、当該労働者の就労予定延べ人數や、当該工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約金額（税込）の1000分の1・7以上を目途とすること。</p> <p>4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。</p> <p>5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛け金並当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛け金並当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他開通書類の提示を求める場合がある。</p> <p>6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム（以下、CCUSといふ。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUSの活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。</p>
津市工事請負の地元調整	津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	<p>1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工に於り、地域住民との間に紛争が生めなければならぬ」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置の一切の手段において、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同議があるよう誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関するることは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。</p> <p>3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合など利害關係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を蒙り、又は社会常識を逸脱した手段により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 エ 粗野又は乱暴な言動により特定の者を採用するよう要求する行為 オ 下請負人等に特定の者を指す行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為</p>

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする

津市上下水道事業局  
令和4年3月

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
	(3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいふ	<p>4 工事説明の進め方</p> <p>(1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、効果、工事実施の条件等について協議を行ふ。          (2) 受注者は、工事場所、工期及び受注者に依頼して、施工計画書を作成することとする。          (3) 受注者は、工事方法など工事対応できない説明をすることを、地元代表者等には、発注者が同行するものと説明する。          (4) 受注者は、地元代表者等への説明後、井戸の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事現場の説明性の向上図を用いて、工事の施工手順を記した工事への協力を求める。          (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。          (6) 工事や要望は、受注者が対応したものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のものとする。</p> <p>5 不当要求行為等</p> <p>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに受注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号の2項に規定する部次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する所長とともに、下請負人等が不當要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から警察署へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をするものとする。          (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行ふものとする。          (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。</p>
その他	□その他	□その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たつて制約を受ける事となるので明示する  
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする